

中間論点整理関係資料（データ集、用語集）

目 次

○ データ集	1
1 . 農家戸数・農業就業者等の概況	1
・ 農家戸数と農業就業人口の推移	1
・ 年齢別基幹的農業従事者数（全ての階層を10年単純に加齢させた場合）. . .	1
・ 新規農業者等の推移	1
・ 農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移	2
・ 農業経営改善計画の認定状況	2
・ 作物・畜種別にみた農業総生産額の農家類型別シェア	3
・ 水田作の主業農家がいる水田集落の割合	4
・ 農家率別農業集落の割合の推移	4
・ 農業法人の概況	5
・ 担い手への農地の利用集積面積の推移	6
2 . 農家経済の概況	7
・ 農家類型別・営農類型別にみた農家所得の比較	7
・ 農家経営の概況（平成15年）.	8
3 . 農地の概況	9
・ 農地面積の減少	9
・ 耕作放棄地の増加	9

4 . 食料の概況	10
・ 食料自給率の概況	10
・ 食品購入時における消費者の意識・関心	11
・ 食品供給の各段階における消費者の不安感	11
・ 食料消費の用途別支出構成（名目）	12
5 . 食品産業の概況	13
・ 最終消費された飲食費の帰属割合の推移	13
・ 農業・食品産業等の国内生産額	13
・ 国内総生産に占める農業・食料関連産業の割合	14
・ 加工・外食への国産・輸入別仕向け額	14
6 . その他	15
・ 我が国の人口と高齢化率の推移	15
・ 我が国の出生数と合計特殊出生率の推移	15
・ 生活指向の推移（心の豊かさか、物の豊かさか）	16
・ 農業・農村の食料生産・供給力以外の役割についての意識・考え方	17
・ 国際関係の概況	18
・ 我が国の農林水産物の輸出の概況	20
・ 国民負担の概況	22

（注）統計用語の内容については、用語集（P31 統計用語関係）を参照

○ 用語集 -----	23
-------------	----

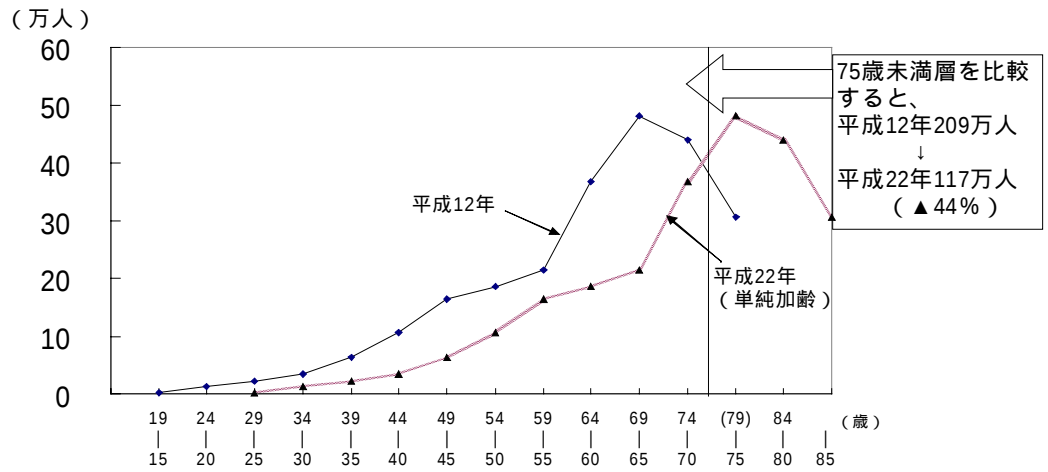
1. 農家戸数・農業就業者等の概況

○ 農家戸数と農業就業人口の推移

	昭35年	45	55	平2年	7	12	13	14	15
農家戸数(万戸)	606	540	466	383	344	312	307	303	298
販売農家									
主業農家 (%)	-	-	-	77.5	19.7	16.0	15.7	15.3	15.0
準主業農家 (%)	-	-	-		20.2	19.2	19.0	18.3	17.7
副業的農家 (%)	-	-	-		37.2	39.6	39.9	40.7	41.2
自給的農家 (%)	-	-	-	22.5	23.0	25.1	25.4	25.7	26.0
農業就業人口(万人) (A)	1,454	1,035	697	565	490	389	382	375	368
うち65歳以上人口(万人) (B)	-	182	171	202	227	206	207	208	207
農業就業人口における高齢者の割合 (B / A)		17.6	24.5	35.7	46.3	53.0	54.1	55.4	56.1

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」
 注1：平成12年～15年の農業就業人口は、販売農家の数値である。
 2：平成7年～15年の主業農家割合、準主業農家割合と副業的農家割合は、農家戸数に占める割合である。
 主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。
 準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。
 副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいない農家をいう。
 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
 3：平成2年～15年の自給的農家割合は、総農家数に占める割合である。
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満で、かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

○ 年齢別基幹的農業従事者数（全ての階層を10年単純に加齢させた場合）



資料：「2000年世界農林業センサス」

○ 新規農業者等の推移

	新規就農青年 〔39歳以下〕	中高年 〔40歳以上の 離職就農者〕		合計
	うち新規学卒就農者	うち離職就農者		
	(千人)	(千人)	(千人)	(千人)
昭和60年	20.5	4.8	15.7	93.9
平成2年	4.3	1.8	2.5	15.7
7	7.6	1.8	5.8	48.0
12	11.6	2.1	9.5	77.1
13	11.7	2.1	9.6	79.5
14	11.9	2.2	9.7	79.8
15	11.9	2.2	9.7	80.2

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」等。
 (注) 1. 「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事になった人。
 (在宅、Uターンを問わない。中高年齢者の離職就農者には、他産業に従事しながら農業にも従事していた者が退職の結果農業が主となったものも含まれる。)
 2. 平成3年以降は「販売農家のみ」の調査値である。

○農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移

	昭35年 (A)	50	60	平14 (B)	(B / A)
経営耕地					
北海道	3.54ha	6.76	9.28	16.75	4.7 (14/35)
都府県	0.77ha	0.8	0.83	1.22	1.6 (14/35)
部門別(全国)					
水稲(a)	55.3	60.1	60.8	85.3	-
乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	55.7	27.9
肉用牛(頭)	1.2	3.9	8.7	27.2	22.7
養豚(頭)	2.4	34.4	129	961.2	400.5

資料：経営耕地、水稲については「農林業センサス」、農業構造動態調査、畜産部門については「畜産統計」

「家畜の飼養動向」

注：１）水稲の14年の数値は販売目的で水稲を作付けした農家の数値である。

２）平成14年の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値である。

○農業経営改善計画の認定状況

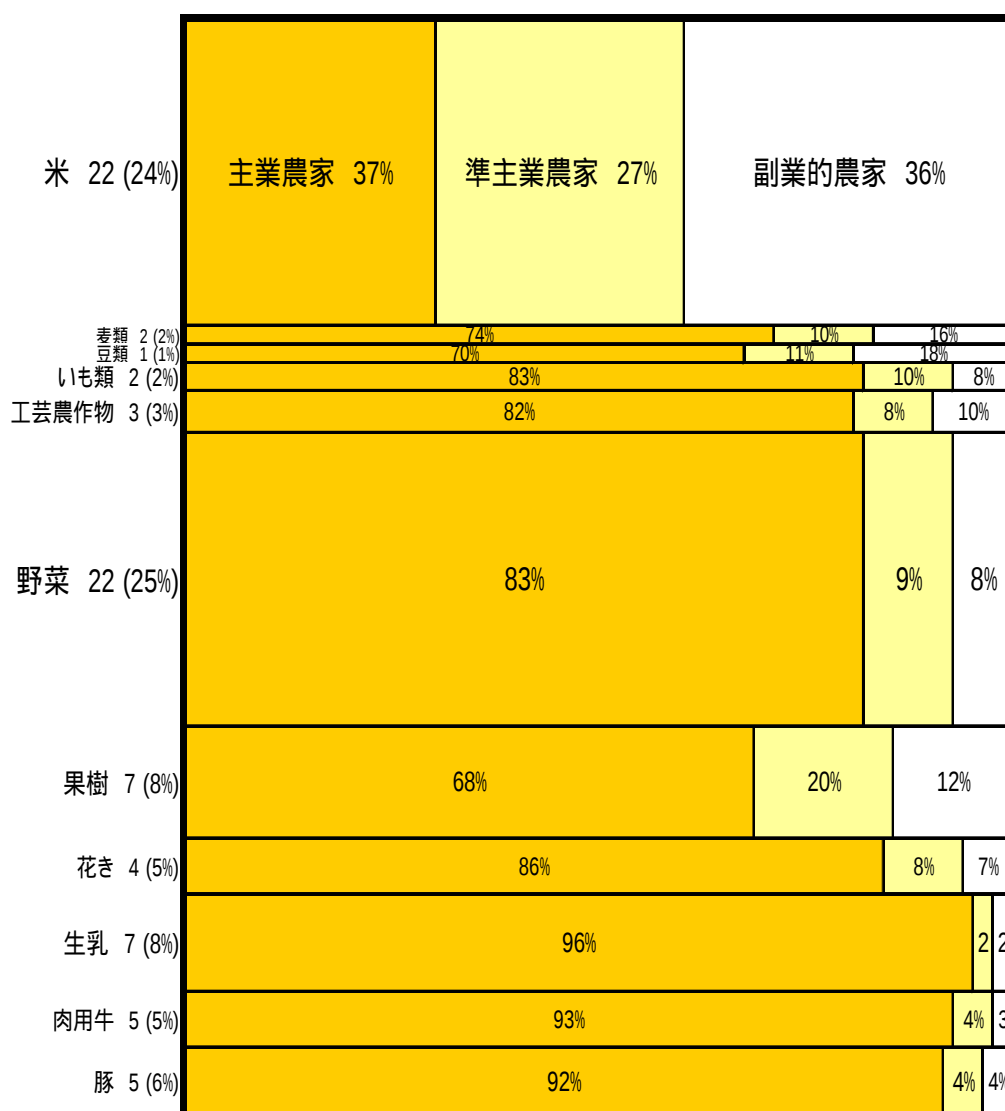
	認定農業者数（うち法人）	認定市町村数
9年3月末	98,232(3,488)	2,798
12年3月末	145,057(4,950)	2,956
15年3月末	171,746(6,444)	2,980
16年3月末	182,519(7,121)	2,911

資料：農林水産省経営政策課調べ

○作物・畜種別にみた農業総産出額の農家類型別シェア(平成14年)

農業総産出額 89千億円(100%)

(単位:千億円)



資料:農林水産省「平成14年農業総産出額(概算)」、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」

注1:主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。

注2:産出額は概算額である。

注3:主業農家:農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家:農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家:65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいない農家をいう。

○ 水田作の主業農家がいる水田集落の割合

	水田集落数	うち 主業農家が 一戸でもある集落	割合 (%)
全 国	80,086	39,744	50
都市的地域	17,772	7,766	44
平地農業地域	24,083	15,959	66
中間農業地域	24,503	11,344	46
山間農業地域	13,728	4,675	34

資料：2000年世界農林業センサス

注1)水田作とは、稲作一位経営である。

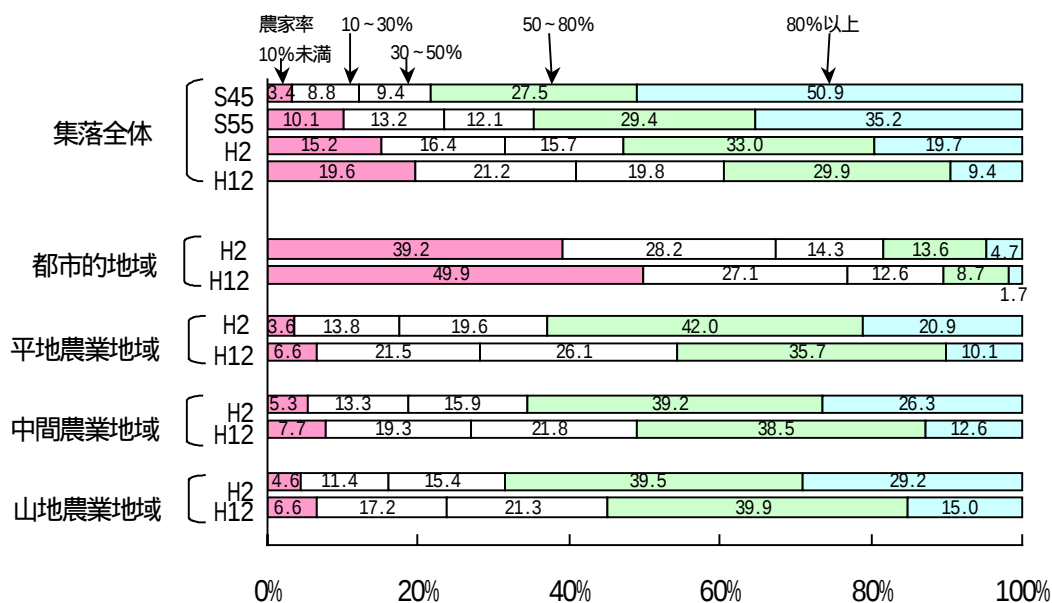
2)主業農家とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、一年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家。

3)水田集落とは、総耕地面積に対する水田の割合が70%以上の農業集落。

4)都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域については、用語集を参照。

5)主業農家の所在地による集計であり農家の営農範囲は考慮していない。

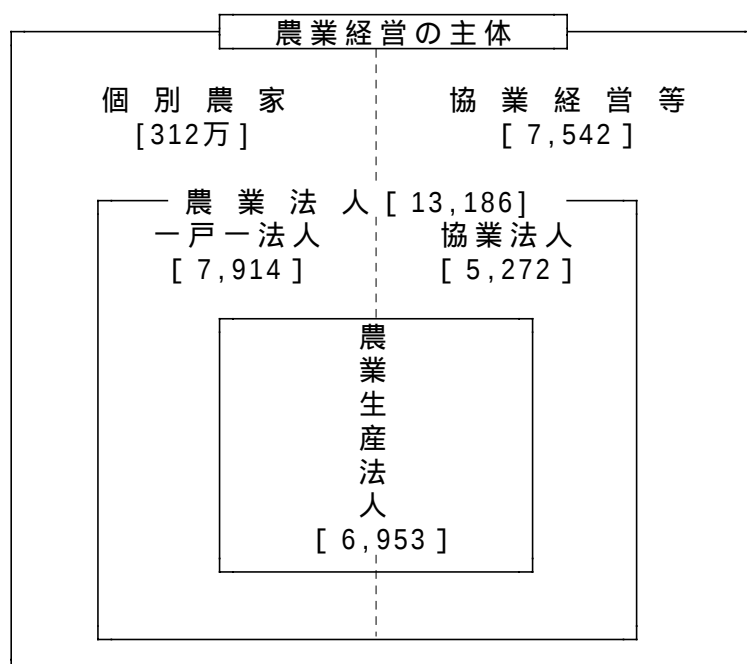
○ 農家率別農業集落の割合の推移



資料：農林水産省「農業センサス」

○ 農業法人の概況

・ 農業経営の主体と農業法人（概念図）



資料：農林水産省「世界農林業センサス」（H12.2.1現在）。ただし、農業生産法人数は農林水産省構造改善課調べ（H15.1.1現在）。
注：センサス等の数値を基に概念的に図示したものである。

・ 農業生産法人数の推移

（単位：構成比は％）

	農事組合		有限会社		合資会社		合名会社		株式会社		計
	法人	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
昭和60	1,324	41.8	1,825	57.6	14	0.4	5	0.2			3,168
平成2	1,626	42.6	2,167	56.8	16	0.4	7	0.2			3,816
7	1,335	32.2	2,797	67.4	14	0.3	4	0.1			4,150
12	1,496	25.4	4,366	74.1	22	0.4	5	0.1			5,889
15	1,636	23.5	5,233	75.3	26	0.4	6	0.1	52	0.7	6,953

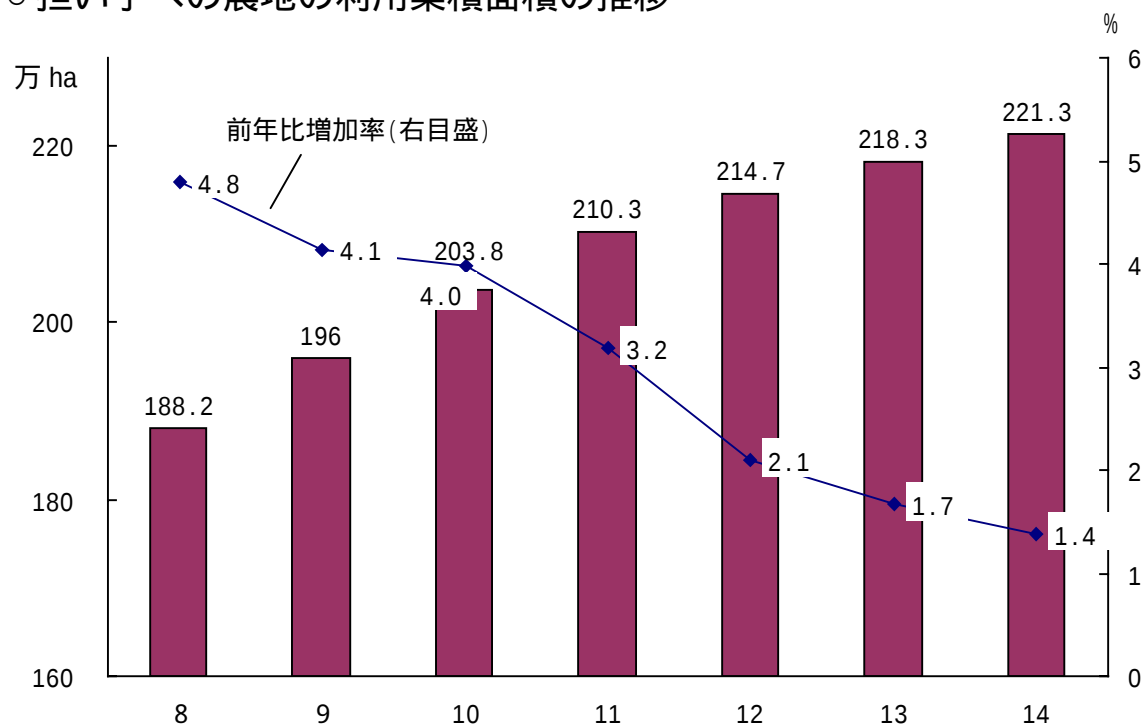
資料：農林水産省構造改善課調べ（各年1月1日現在）

・ 株式会社形態の農業生産法人

食品・飲料メーカー、農産物販売会社等の株式会社が農地取得	18社
建設・運輸・観光業者等が農業生産法人を設立	10社
畜産・花きなど施設型農業を行う株式会社が農地取得	6社
新規就農者、農業関係者が新たに農業生産法人を設立	14社
有限会社からの組織変更その他	22社
計	70社

資料：農林水産省構造改善課調べ（16年1月現在）

○担い手への農地の利用集積面積の推移



資料：農林水産省調べ。

注：1) 各年度末の数値である。

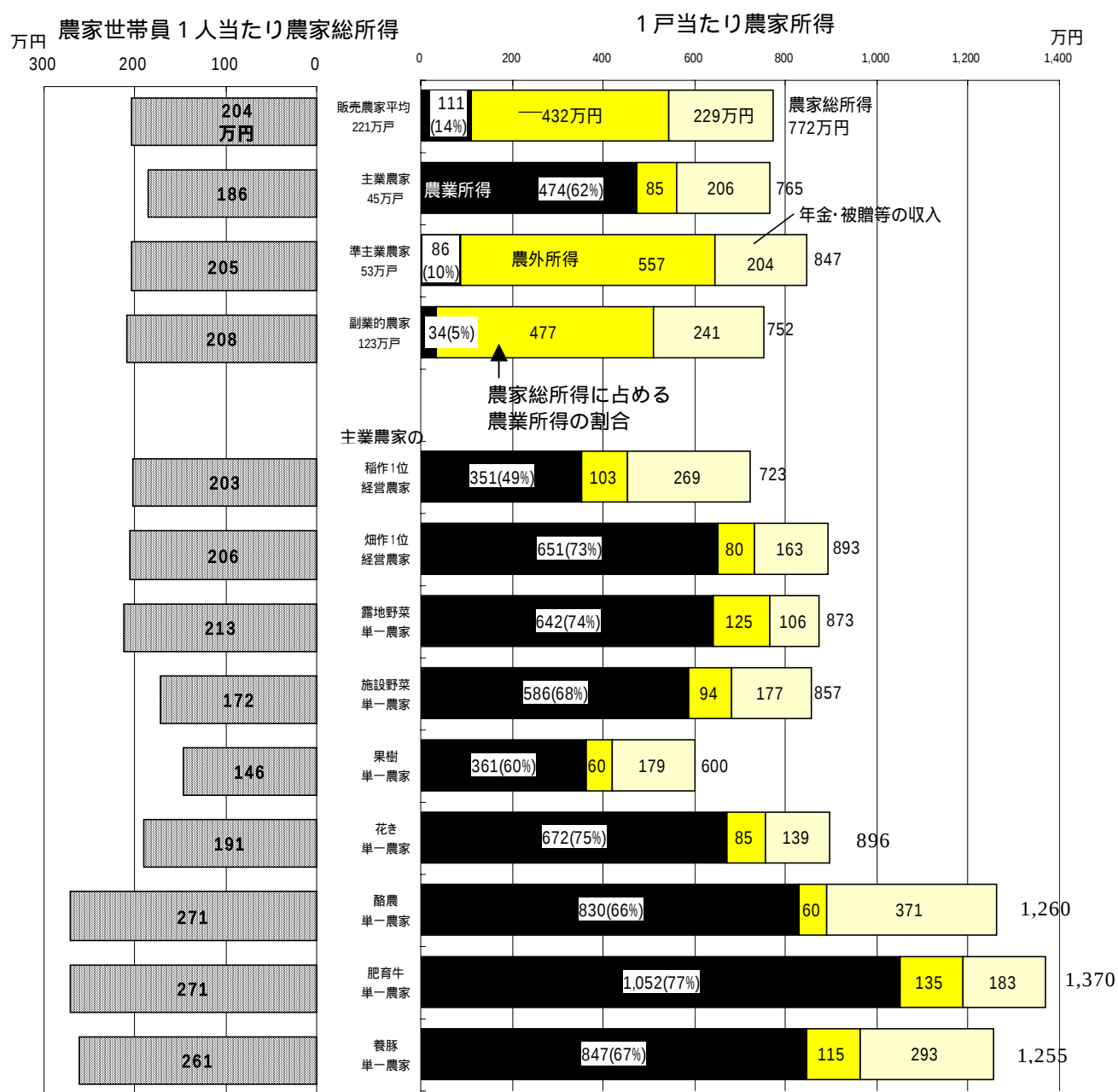
2) ここでいう担い手とは、認定農業者、市町村基本構想水準達成農業者、今後育成すべき農業者（将来にわたって経営規模の拡大を行おうとするもので、地域の農業の担い手となるべきものとして市町村長が特に認める者）としている。

3) 前年比増加率 (%)

$$= (\text{当年度利用集積面積}) \div (\text{前年度利用集積面積}) \times 100 - 100$$

2. 農家経済の概況

○ 農家類型別・営農類型別にみた農家所得の比較



資料：農林水産省「農業経営動向統計（平成 15 年）」

注）「畑作 1 位経営農家」とは、麦類、豆類、いも類、工芸農作物（てん菜等）のうち、いずれかの作目の現金収入が 1 位の農家である。

○ 農家経営の概況(平成 15 年)

畑作1位経営(万円)

	北海道	(田の経営耕地規模別)		都府県
		十勝	網走	
年間月平均世帯員(人)	3.82	3.66	5.60	3.90
農業所得	522	867	934	175
農外所得	80	62	39	356
年金・被贈等の収入	367	376	161	209
農家総所得	969	1,305	1,134	740
家計費	459	617	534	464
農業粗収益	1,818	2,554	2,408	450
農業経営費	1,296	1,686	1,474	275
農業依存度(/ (+))	87%	93%	96%	33%
農業所得率(/)	29%	34%	39%	39%
家計費充足率(/)	114%	141%	175%	38%

稲作1位経営(万円)

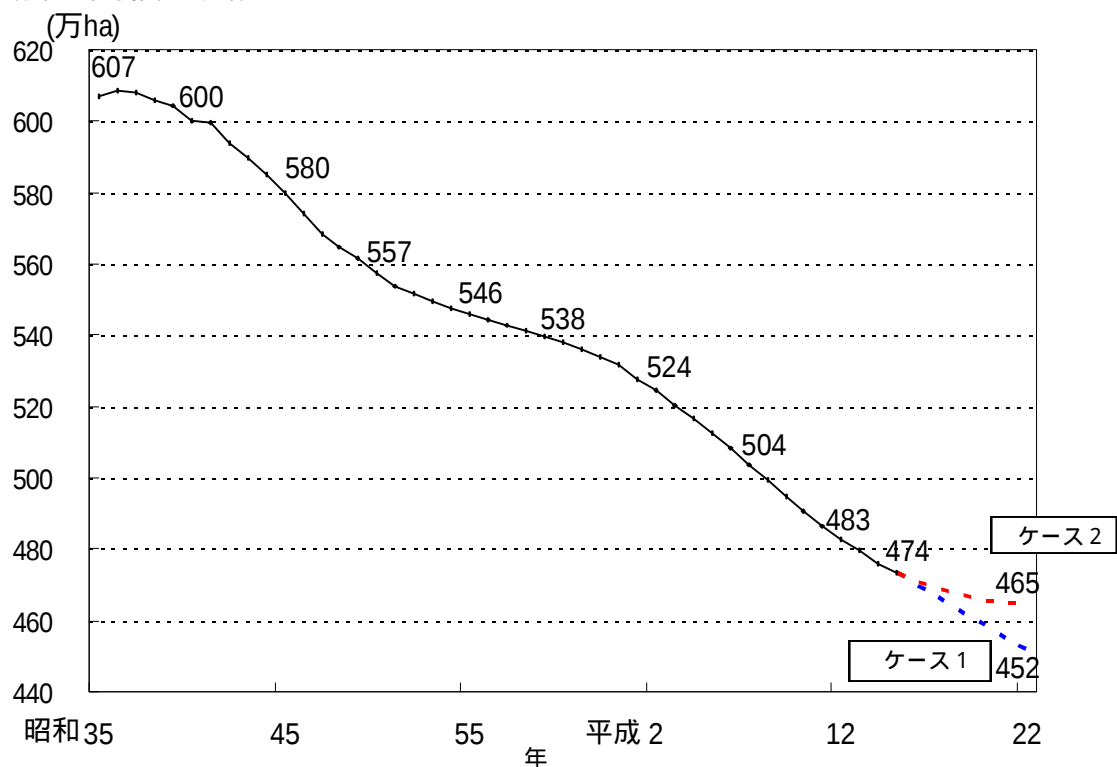
	全国	(田の経営耕地規模別)						
		0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0ha以上
年間月平均世帯員(人)	3.70	3.18	3.65	3.97	4.01	4.02	4.51	4.95
農業所得	45	-1	6	43	113	208	378	638
農外所得	502	430	539	552	516	378	356	216
年金・被贈等の収入	239	249	229	237	226	232	251	534
農家総所得	785	678	773	833	855	818	984	1,388
家計費	524	490	525	548	523	526	544	590
農業粗収益	177	53	87	176	334	549	974	1,972
農業経営費	132	55	81	133	221	341	596	1,334
農業依存度(/ (+))	8%	0%	1%	7%	18%	35%	51%	75%
農業所得率(/)	25%	-2%	7%	24%	34%	38%	39%	32%
家計費充足率(/)	9%	0%	1%	8%	22%	40%	69%	108%

資料) 農林水産省「農業経営動向統計」

注) 「畑作1位経営農家」とは、麦類、豆類、いも類、工芸農作物(てん菜等)のうち、いずれかの作目の現金収入が1位の農家である。

3．農地の概況

○農地面積の減少



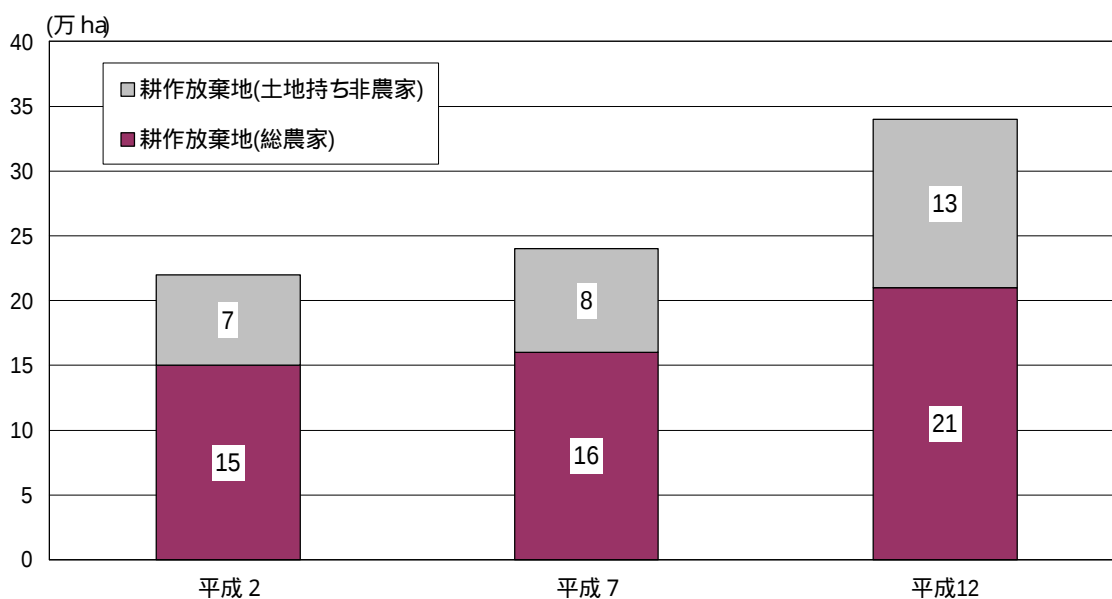
資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（平成15年までの実績値）

注1)：昭和48年以前には沖縄県は含まれていない。

2)：ケース1は、平成12～15年の3年間の減少面積の平均と同程度の面積が今後毎年減少するものと見込んだ場合。

ケース2は、最近の農地面積の減少のペースの鈍化傾向を見込んで試算した場合。

○耕作放棄地の増加



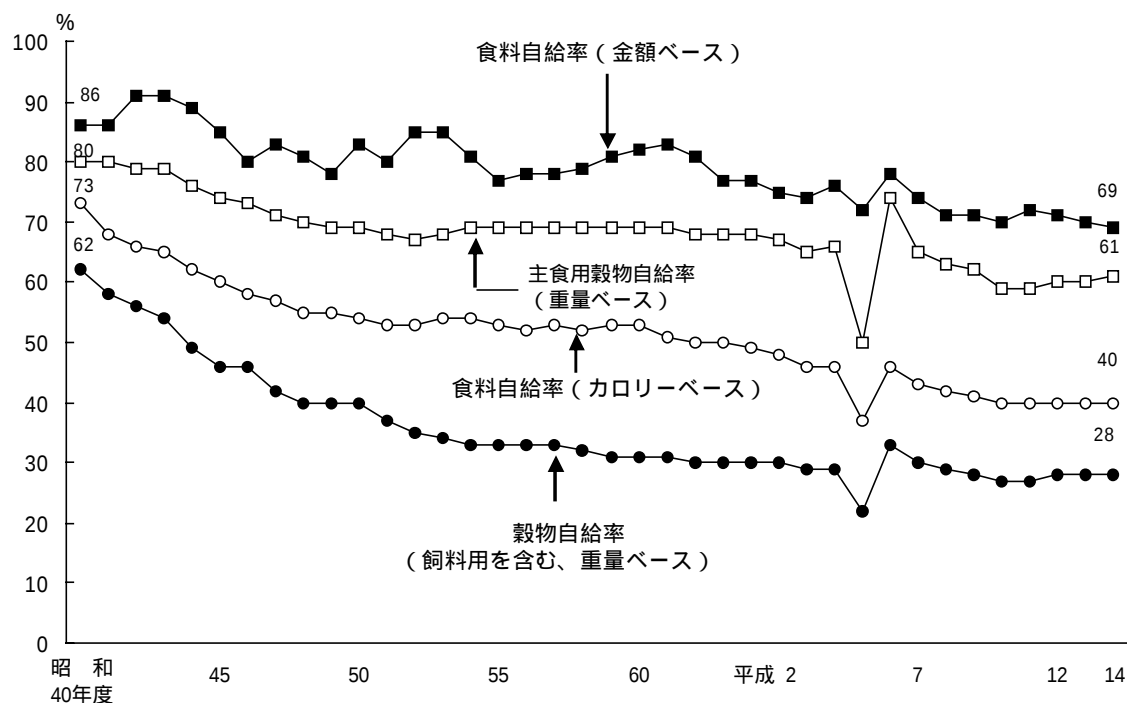
資料：農林水産省「農業センサス」

注：農家とは、経営耕地面積が10a以上の世帯等をいい、土地持ち非農家とは、農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。

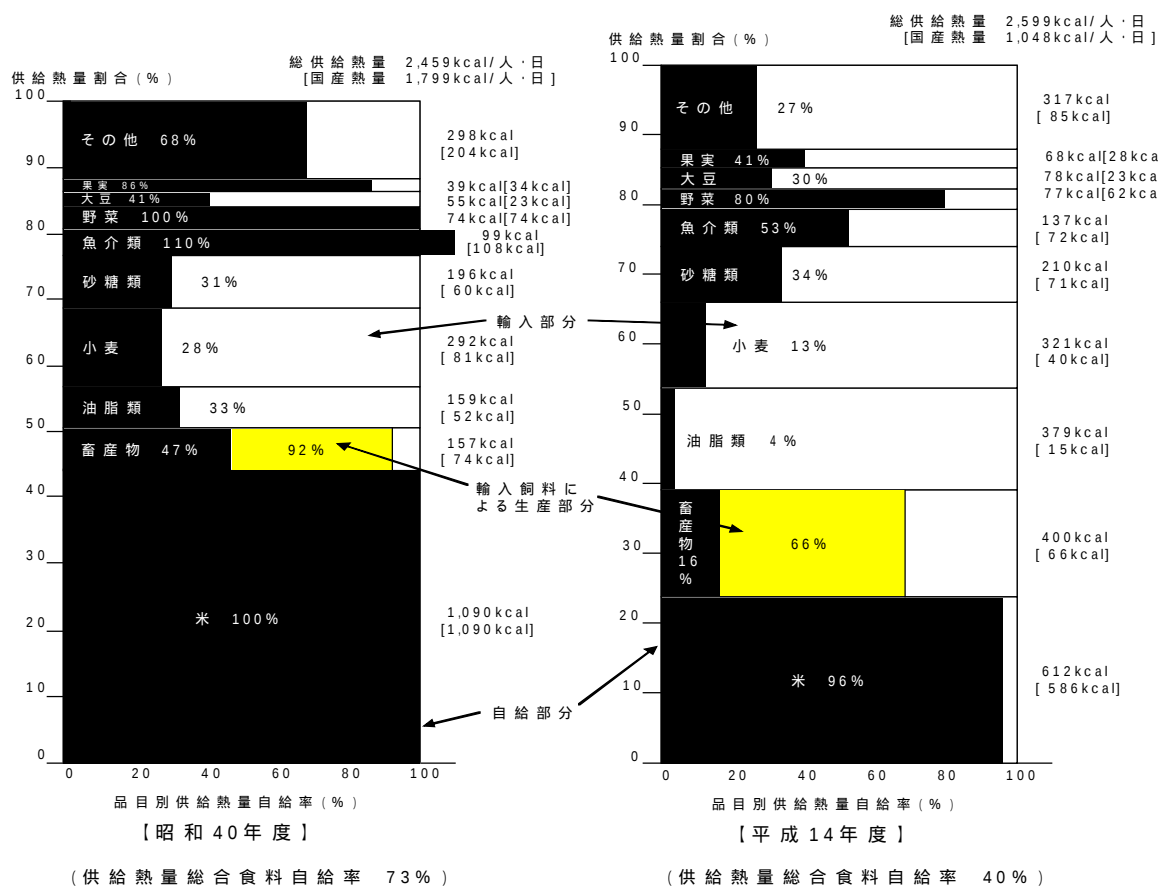
4. 食料の概況

○ 食料自給率の概況

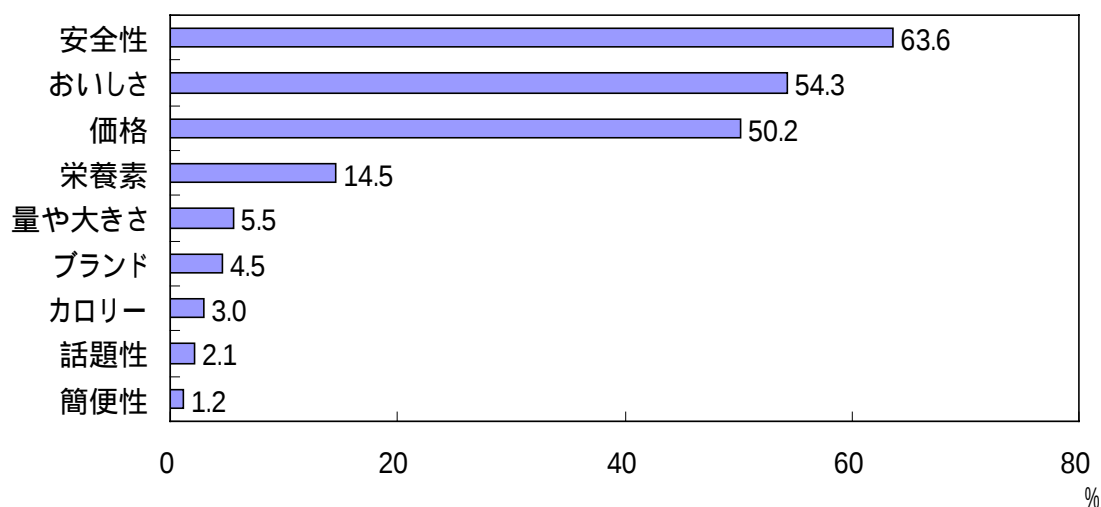
- ・ 我が国の食料自給率の推移



・ 供給熱量の構成の変化と品目別供給熱量自給率

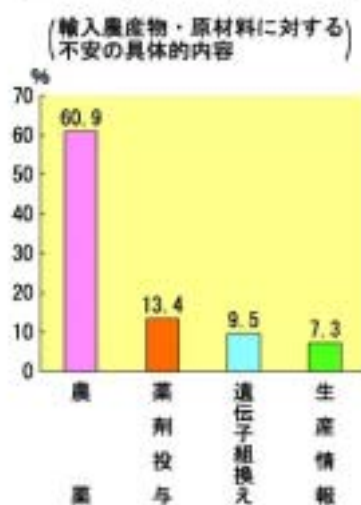
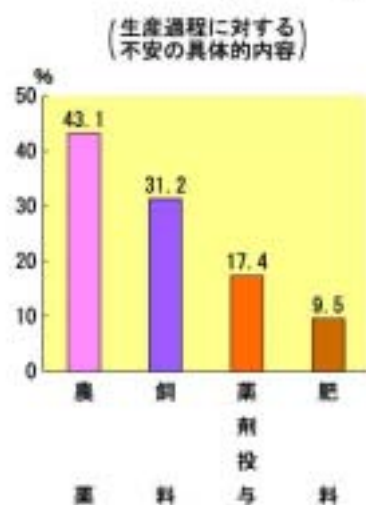
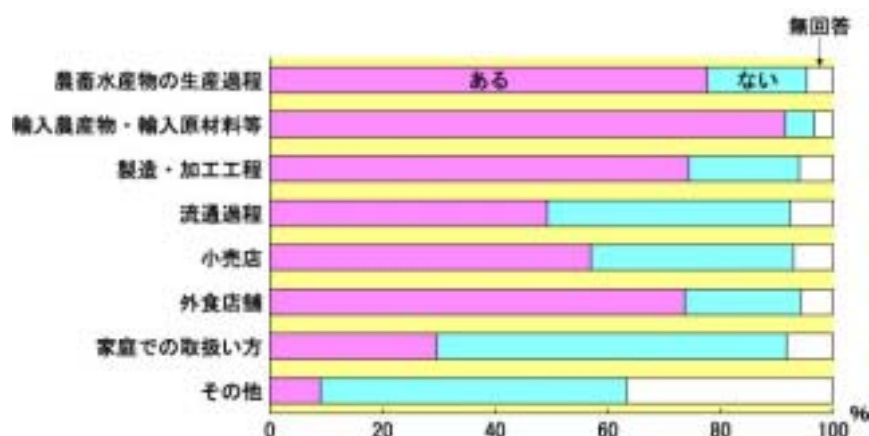


○ 食品購入時における消費者の意識・関心



資料：農林漁業金融公庫「平成 14 年度第 1 回消費者動向等に関する調査（食品表示に関するアンケート調査）」（平成 14 年 6 ～ 7 月調査）

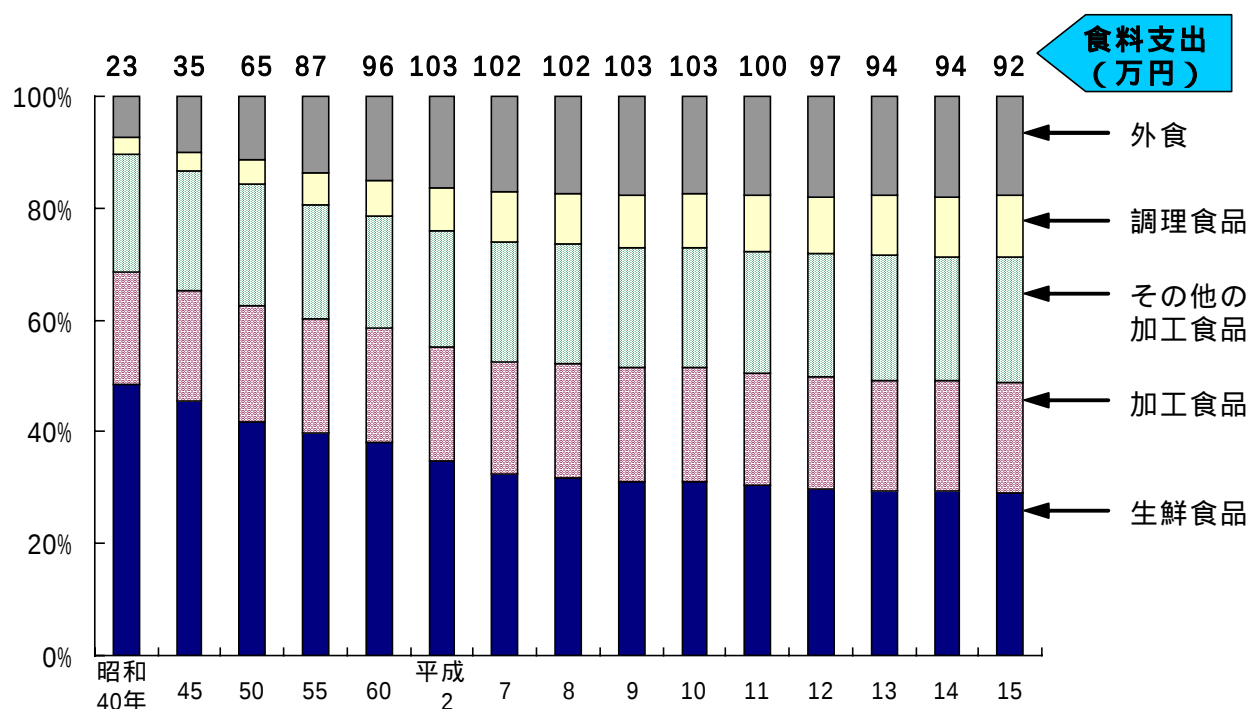
○ 食品供給の各段階における消費者の不安感



資料：農林水産省「平成15年度食料品消費モニター第1回定期調査（食品の安全性・食品のトレーサビリティについて）」（15年7月調査）

注：全国主要都市に在住する食料品消費モニター1,021名を対象に実施した調査である（回収率98.2%）。

○ 食料消費の用途別支出構成（名目）



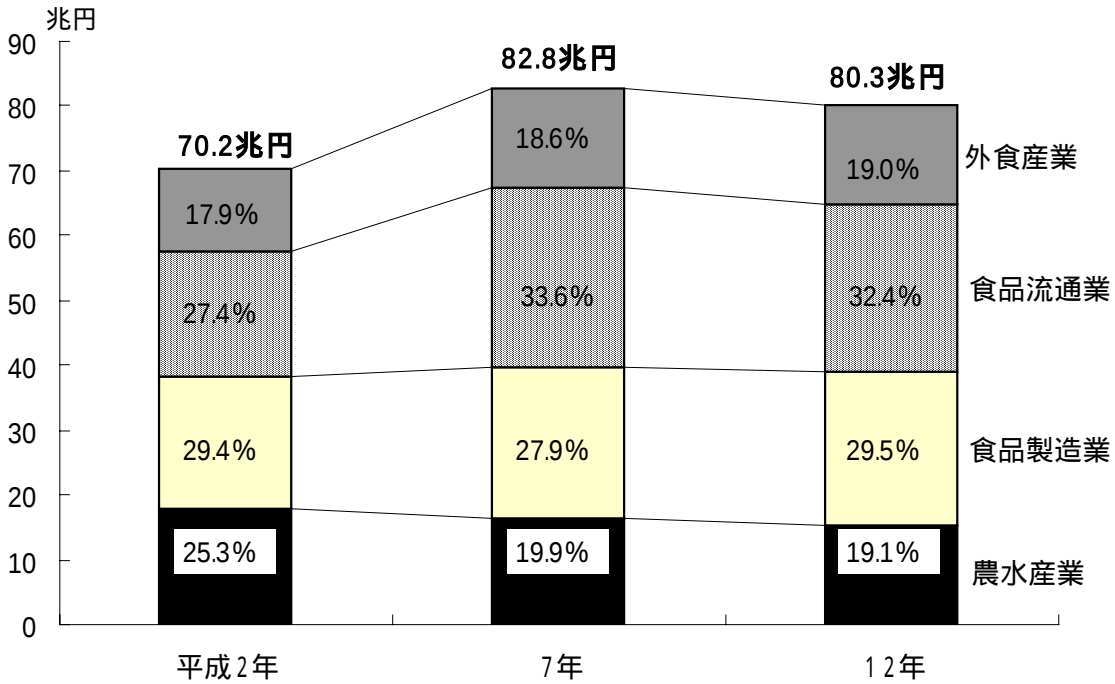
資料：総務省「家計調査」を基に農林水産省で作成。

注：1) 農林漁家を除く2人以上の世帯の年間の支出である。

2) 家計調査の「米類、生鮮魚介、生鮮肉、卵、生鮮野菜、生鮮果物」は生鮮食品、「パン、めん類、他の穀類、塩干魚介、魚肉練製品、他の魚介加工品、加工肉、牛乳・乳製品、乾物・海藻、大豆加工品、他の野菜・海藻加工品、果物加工品」は加工食品、「油脂・調味料、菓子類、飲料、酒類」はその他の加工食品として分類した。

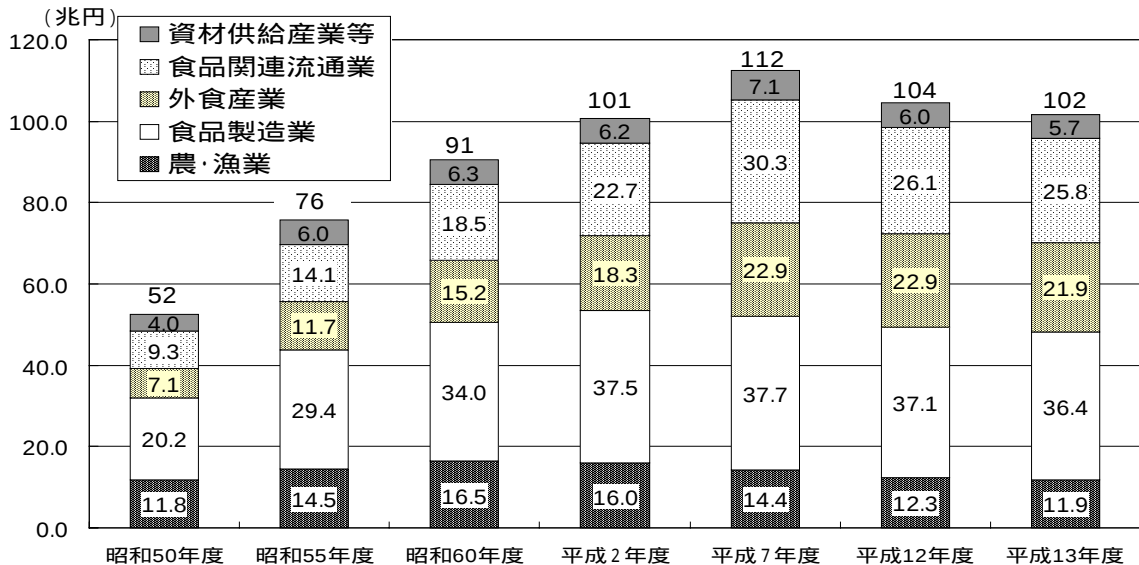
5. 食品産業の概況

○最終消費された飲食費の帰属割合の推移



資料：資料：総務省他9府省庁「産業連関表」から試算。

○農業・食品産業等の国内生産額



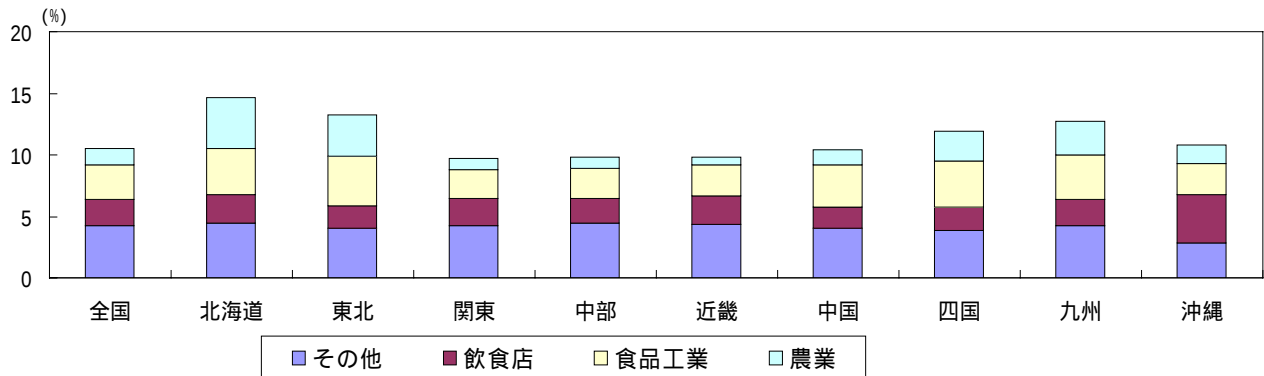
<食品産業*の位置づけ(平成13年度)>

	食品産業	全産業	シェア
国内生産額	84兆円	931兆円	9%
就業者数	788万人	6,289万人	13%

*食品産業とは「食品製造業」、「外食産業」、「食品関連流通業」を足したもの

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算年報」、総務省「国勢調査」

○国内総生産に占める農業・食料関連産業の割合（平成7年）



資料：総務省他「平成7年産業連関表」、経済産業省「平成7年地域産業連関表」

注：1）上記資料を基に農林水産大臣官房情報課において試算したものである。

2）「関東」には山梨県、長野県、新潟県及び静岡県を、「近畿」には福井県を含み、「中部」は富山県、石川県、岐阜県、愛知県及び三重県である。

3）「その他」には、農業資材供給産業、農業・関連産業の生産物を取り扱う卸・小売業及び運送業等が含まれる。

○加工・外食への国産・輸入別仕向け額

（単位：10億円、%）

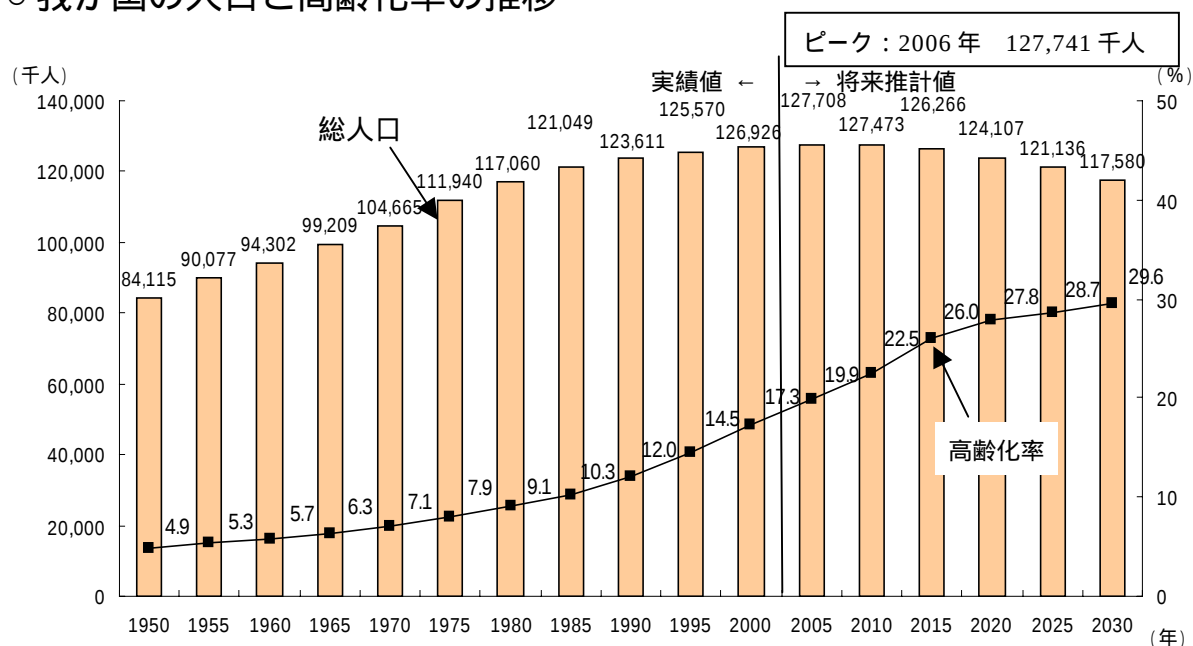
	実 数			構 成 比		
	平成2年	7	12	2	7	12
国産農水産物	4,762	4,317	4,345	57.0	52.0	50.8
輸 入 食 品	3,588	3,981	4,214	43.0	48.0	49.2
合 計	8,350	8,298	8,559	100.0	100.0	100.0

資料：総務省他9府省庁「産業連関表」

注：輸入食品には、輸入農水産物の他に、1次輸入加工品を含む。

6．その他

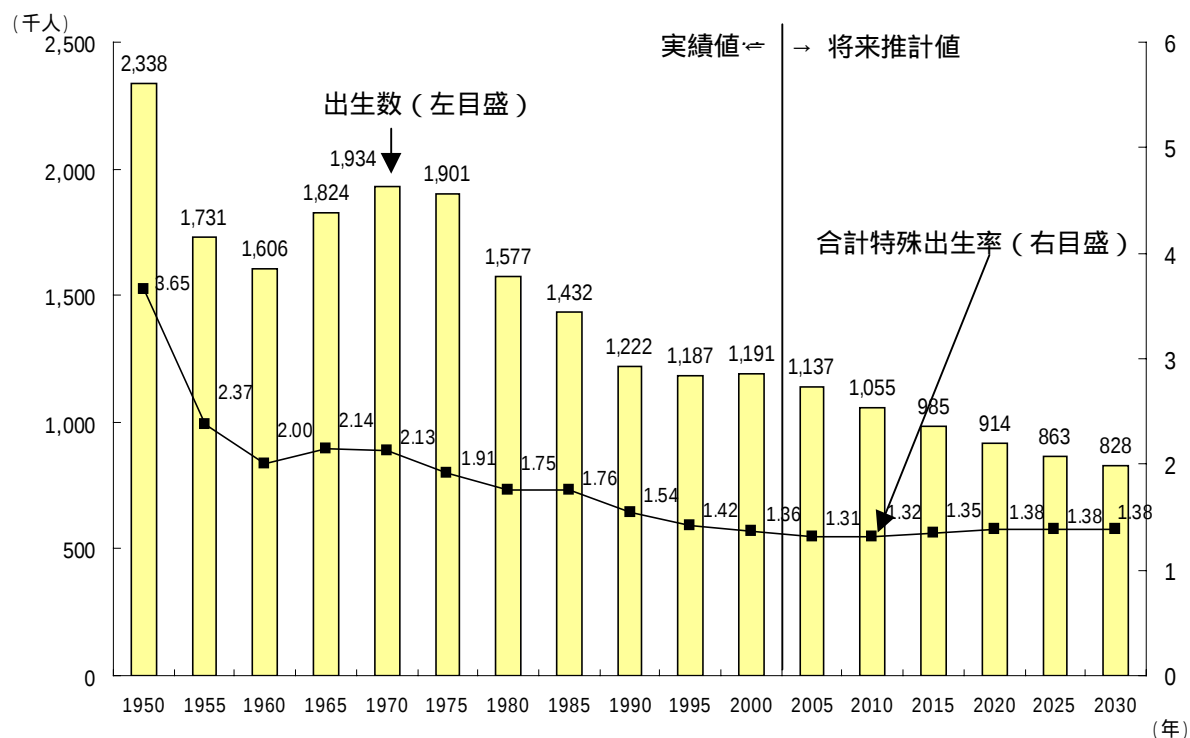
○我が国の人口と高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)

注：高齢化率は総人口に占める65歳以上の割合

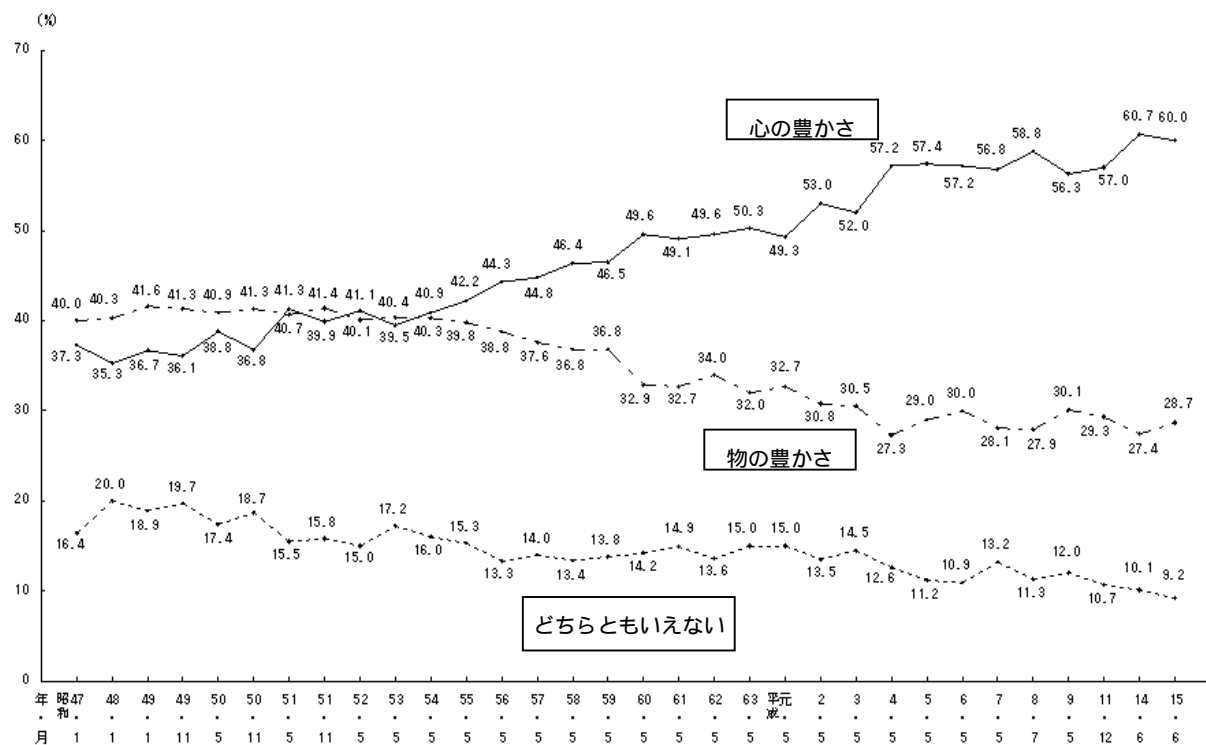
○我が国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)

注：「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

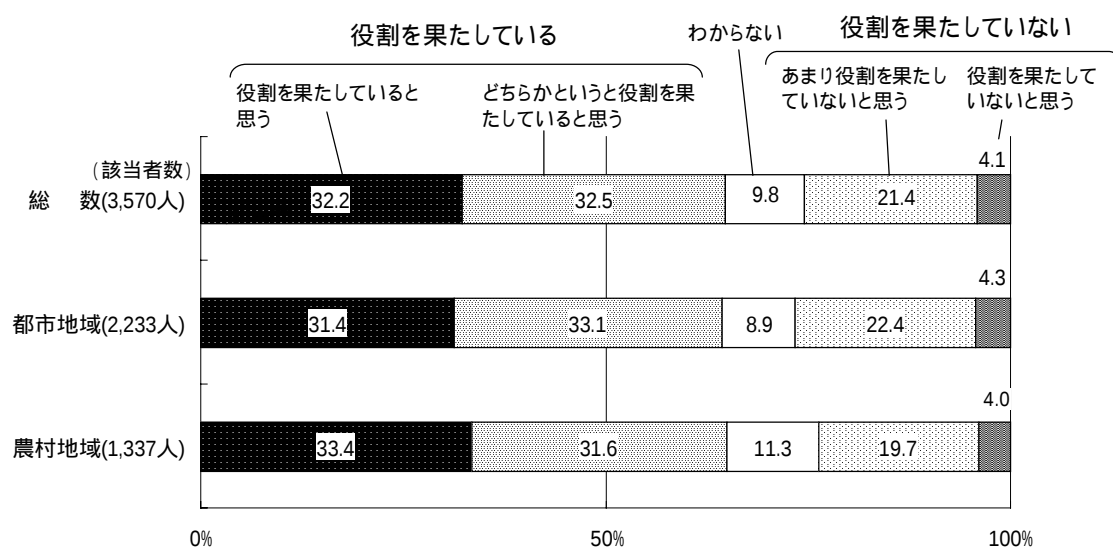
○生活指向の推移（心の豊かさか、物の豊かさか）



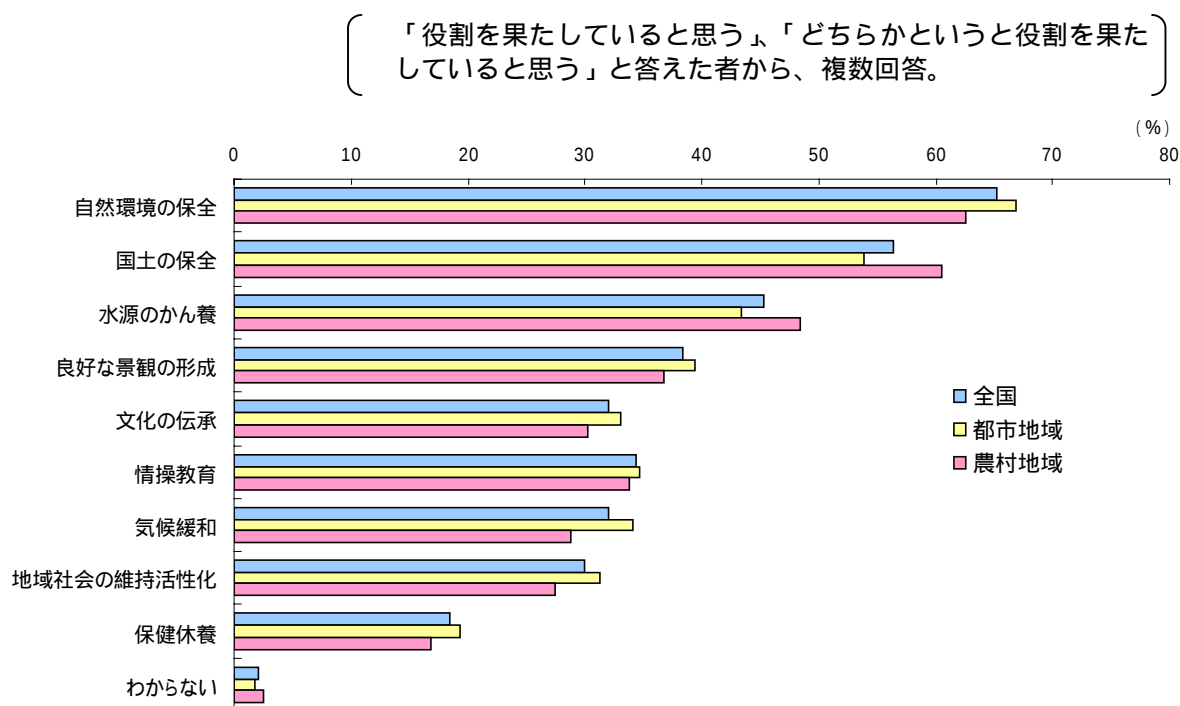
③注）心の豊かさ → 「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい」
物の豊かさ → 「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」

資料：「国民生活に関する世論調査」内閣府(H15.6)

○ 農業・農村の食料生産・供給力以外の役割についての意識・考え方
 ・ 農業・農村の食料生産・供給力以外の役割についての認識



・ 農業・農村の食料生産・供給力以外の役割の内容



資料：内閣府「農産物貿易に関する世論調査」(H12.7)

注：1)全国 20 歳以上の者 5,000 人を対象に、農業の食料生産・供給を行う以外の役割についての意識・考え方を聞いたアンケート調査（回答率 71.4%）

2)都市地域：平成 7 年国勢調査区のうち、市部（大都市、地方中枢都市周辺の町村を含む。）の人口集中地区

農村地域：平成 7 年国勢調査のうち、市部及び郡部の非人口集中地区

○ 国際関係の概況

・ 現行W T O 農業協定における国内支持の規律の概要

政策	施策の性格	規律
黄	【貿易・生産への影響がある施策】 → 下記以外の国内支持 〔助成合計量(AMS)を算出し、これを実施期間(95～2000年)で基準期間(86-88年)から20%削減〕	削減
青	【生産調整を伴う直接支払い】 → ・ 一定の面積、生産に基づく支払 ・ 基準となる生産水準の85%以下の支払 等	削減対象外
緑	【貿易や生産への影響がない施策】 → a 政府の提供する一般サービス 等 研究、普及、基盤整備、備蓄等 b 生産者に対する直接支払いのうち以下のもの 生産に関連しない収入支持、災害対策、構造調整援助、環境施策、条件不利地域援助等 生産者に対する直接支払の適格性 ・ 支払時の生産形態又は量に関連しない ・ 支払時の価格に関連しない ・ 支払時に使用される生産要素に関連しない ・ 生産行為を要件としない 等	削減対象外

- ・WTO 農業交渉の枠組み合意（平成 16 年 7 月 31 日）

[国内支持]

【全体の規律】

- ・貿易歪曲的な国内支持（AMS、青の政策、デミニミス）の合計につき、それが大きい国ほど大きな削減（いわゆる階層方式）。また、実施期間の初年度に基準値から 20% の削減。
- ・総合 AMS につき、それが大きい国ほど大きな削減。
- ・品目別 AMS の上限を設定。（上限額を計算する基準期間は今後交渉。総合 AMS の削減を通じ、一部の品目別 AMS の削減。） 等

○ 現行のWTO農業協定の政策分類

黄の政策

- ・下記「青」、「緑」の政策に該当しない国内支持政策
（例：価格支持、生産量に基づく直接支払）

青の政策

- ・生産制限計画による直接支払
（一定の面積及び生産に基づいて行われる支払であること等の要件を満たす必要。）

緑の政策

- 原則：貿易歪曲効果又は生産に対する影響が全くないか最小限のもの。
（例：生産に関連しない直接支払、環境施策 等）

【個別の政策分類についての規律変更】

黄の政策

- ・定義は変わらず

青の政策

- ・従来の要件（生産調整が前提となるもの）及び追加する要件（生産調整が不要なもの）を含め、要件を再検証
- ・過去の期間における総農業生産額の 5 % を上限

緑の政策

- ・要件について再検証・明確化
- ・モニタリングの改善

注）AMS = （市場価格支持）+ （緑、青以外の直接支払）

（市場価格支持 = 国内行政価格が設定されている品目の内外価格差 × 生産量）

デミニミス：農業生産額の 5 % 以下の国内助成。

[市場アクセス]

- ・階層方式により、高関税品目ほど大きな削減。（各階層における引下げ方式や階層の数は、今後交渉）
- ・センシティブ品目については、異なる扱いとし、関税割当約束と関税削減の組合せを通じて、市場アクセスを改善。（その数については、今後交渉。）
- ・上限関税の役割は更に評価。

[輸出競争]

- ・今後合意される期限までに、以下を撤廃。
輸出補助金
償還期間が 180 日を超える輸出信用等
輸出国家貿易に関する直接・間接の補助金等の貿易歪曲的行為
今後合意される、商業的輸出の代替の防止の観点からの規律に服さない食料援助

「階層方式」、「センシティブ品目」、「輸出補助金」については用語集を参照

・ F T A ・ E P A をめぐる状況

相手国	事前検討	産学官共同研究会	政府間交渉	協定署名
シンガポール	H11年11月 (次官級会談)	H12年3月～H12年9月	H13年1月～ H13年10月	H14年1月
メキシコ	H11年2月～H12年4月 (JETRO・商工省)	H13年9月～H14年7月	H14年11月～ (H16年3月大筋合意)	
韓 国	H13年3月～H14年1月 (ビジネスフォーラム)	H14年7月～H15年10月	H15年12月～	
タ イ	H14年9月～H15年5月 (作業部会)	H15年7月～H15年11月 (タスクフォース)	H16年2月～	
マレーシア	H15年5月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～H15年11月	H16年1月～	
フィリピン	H14年10月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～H15年11月 (合同調整チーム)	H16年2月～	
台 湾	H14年6月～ (東亜経済人会議の検討会)			
インドネシア	H15年9月～ (政府間の予備的協議)			

協定締結までのプロセス

注)・F T A (自由貿易協定)(Free Trade Agreement): 協定構成国のみを対象として、排他的に関税の撤廃等(特恵待遇)を実施する仕組み 実質上すべての貿易について、原則として 10 年以内の関税撤廃をするもの。

・E P A (経済連携協定)(Economic Partnership Agreement): F T A の要素を含みつつ、協定構成国間で投資の自由化・経済取引の円滑化、協力の促進等幅広い分野を含む協定。

○我が国の農林水産物の輸出の概況

・農林水産物の輸出入額(平成15年)

単位: 億円、%

区 分		金 額	対前年 増減率
輸 入	総 額	443,620	5.1
	農林水産物	70,775	1.8
	農産物	43,681	1.6
	林産物	11,403	0.4
	水産物	15,692	11.0
輸 出	総 額	545,484	4.7
	農林水産物	3,402	3.0
	農産物	1,959	5.1
	林産物	90	12.6
	水産物	1,354	0.8
貿 易 収 支		101,863	3.1
うち、農林水産物		67,373	1.8
(参考)外国為替相場(円/ドル)		115.94	7.4

(資料: 財務省貿易統計)

注1: 貿易収支 = 輸出額 - 輸入額。

注2: 外国為替相場は、日本銀行調べによる
インターバンク相場。

・我が国の農林水産物の国・地域別輸出額の推移（平成元年～平成15年）

平成15年 順位	平成元年 順位	国・地域名	平成15年 (千ドル)	平成元年 (千ドル)	平成15/ 元年割合
1	1	米国	560,059	482,865	116%
2	3	香港	493,408	371,209	133%
3	2	台湾	448,938	462,093	97%
4	4	韓国	331,133	90,272	367%
5	15	中国	300,894	30,973	971%
6	5	タイ	141,146	84,346	167%
7	6	シンガポール	86,418	81,721	106%
8	13	オランダ	50,349	34,366	147%
9	14	オーストラリア	43,661	42,203	103%
10	-	ニュージーランド	39,865	-	-
		上位10カ国のうちアジア計()	1,801,937	1,089,531	165%
		上位10カ国合計()	2,495,871	1,846,548	135%
		アジア各国の割合(÷)	72%	59%	

平成15年の金額は、貿易統計の金額（千円）にインターバンク
中心相場の月中平均値を用い換算した概算値である。

資料：財務省貿易統計

・我が国の農林水産物の主要品目別輸出額

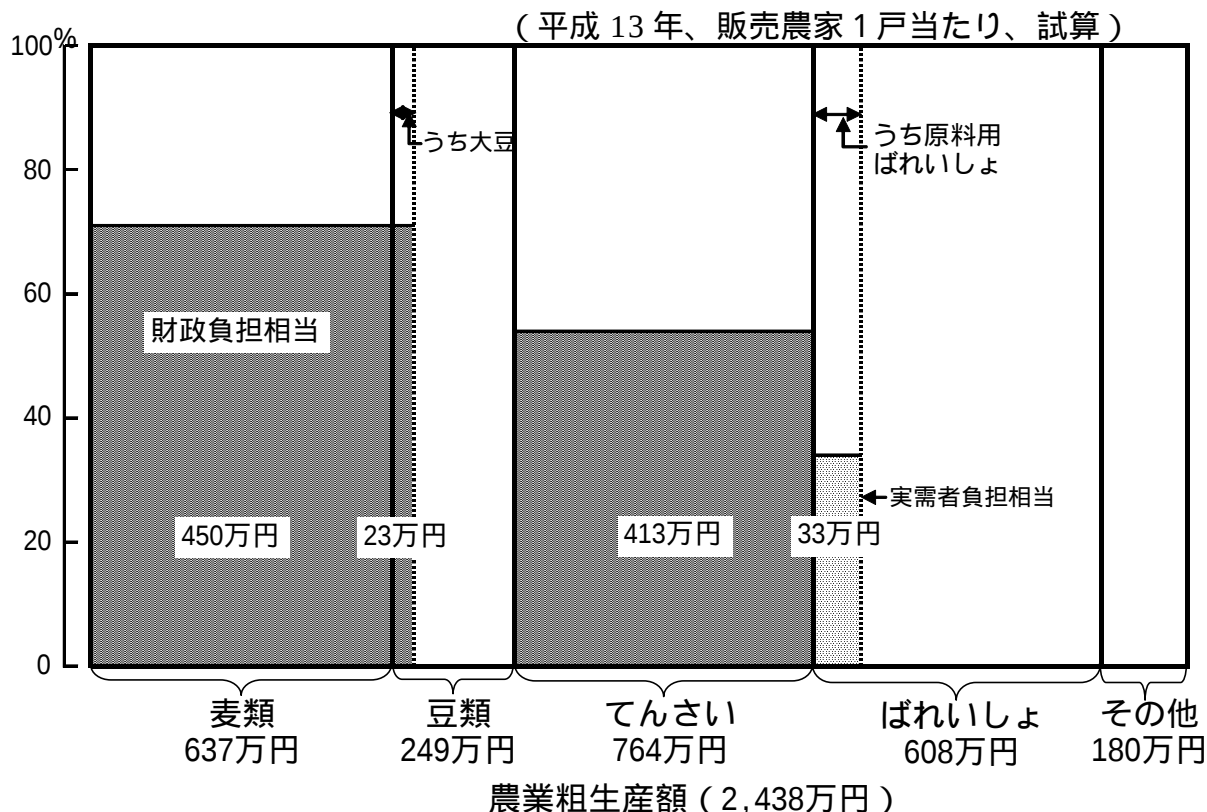
（単位：百万円）

品 目	平成13年	平成14年	平成15年
かつお・まぐろ類（生・蔵・凍）	13,197	11,086	13,536
ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾）	5,474	9,070	12,132
播種用の種、果実及び孢子	9,830	10,295	10,621
貝柱	9,218	9,547	7,745
豚の皮	6,019	6,366	7,063
配合調製飼料	7,695	7,886	6,277
りんご	613	2,658	4,269
醤油	2,498	2,639	2,700
米菓	2,806	2,768	2,403
長いも	1,041	2,026	1,524

資料：財務省貿易統計

○ 国民負担の概況

- ・ 北海道畑作経営の農業粗収益に占める財政等の負担



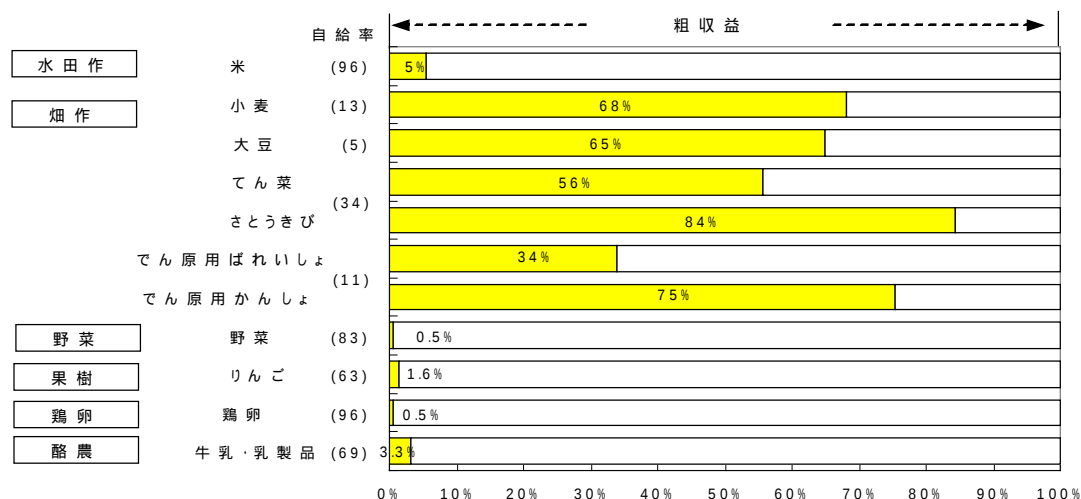
資料：農林水産省「農業経営統計調査（農業経営部門別統計）」

注：1) 麦作、豆類、いも類及び工芸農作物の現金収入金額が農業現金収入合計の80%以上を占める経営についての試算結果である。

2) 一戸当たりの当該品目の粗生産額に品目別の価格支持（財政負担）の割合を乗じて算出した推計値である。

3) 豆類のうちの大豆、ばれいしょのうち原料用ばれいしょの占める割合（粗生産額ベース）は、別作付面積割合及び生産者価格等により推計したものである。

- ・ 粗収益に占める価格・経営安定対策による財政負担等の割合(平成14年)



資料：農林水産省調べ

注1：財政負担等とは、一般会計からの支出分のほか、麦における売買差益相当分、いも類における抱合せによるユーザー負担相当分、甘味資源作物における調整金相当分が含まれる。

2：米については、生産コスト差を補う国境措置が設定されている。

用 語 集

以下の用語については、中間論点整理の文脈に即して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではない。

あ	
ＩＣタグ	情報を記録する小さな集積回路（ＩＣ）チップとアンテナが組み込まれたタグ（荷札）で、電波を用いてＩＣチップに格納された識別データ（食品の識別等）や履歴情報（生産流通過程の情報等）等の読み取り、書き込みが可能。現在、生産・加工・流通履歴等の情報を追跡可能とするシステムの実証試験が、野菜、果物、加工食品等について行われている。
ＡＭＳ（助成合計量）	Aggregate Measurement of Supportの略。ＷＴＯ農業協定において削減対象となる国内支持の総量をいう。（「黄」の政策による国内支持相当量） 現行のＷＴＯ農業協定が合意されたＷＴＯ農業交渉（ウルグアイ・ラウンド）では、1986-88年の水準を基準に、各国のＡＭＳについて、1995年から2000年までの６年間で20%削減することとされた。 国内支持
エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。認定を受けた場合、金融・税制上の特例措置を受けることができる。
ＮＰＯ（法人）	Non-Profit Organizationの略。広義には、営利を目的としない民間の組織や団体のこと。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源に、ボランティアの労働力などで運営を行う。 活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど、市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。 特に、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を有し、法人として、銀行で口座を開設する等の法律行為を法人の名で行うことができるＮＰＯをＮＰＯ法人といい、広義のＮＰＯと区別する。
汚染者負担原則	環境負荷の原因者が、当該環境を保全するために必要な費用を負担すべきであるという原則。 （PPP(=Polluter Pays Principle)ともいう。） 農業分野においては、化学肥料・農薬の過剰投入や家畜排せつ物の不適切な管理等により、環境負荷の原因を生み出した者が環境保全のために必要な費用を負担すべきであるというもの。 なお、国際社会においては、1972年のＯＥＣＤ（経済協力開発機構）閣僚会議においてこの原則が採択された。 環境負荷
か	
階層方式	今回のＷＴＯ農業交渉（ドーハ・ラウンド）で提案されている関税削減方式の一つで、現行の関税率をいくつかの階層に区分し、高い階層に属する関税率ほど大幅な削減を行う方式。英語ではtiered formula又はbanded formulaという。 ＷＴＯ農業交渉

家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等の世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。 家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人の地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置づけられるよう関係者の認識醸成が図られることから、農業経営の近代化を促進していく上で重要な取組となっている。
環境負荷	環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 農業分野においては、化学肥料・農薬の過剰投入や家畜排泄物の不適切な管理等が環境負荷の原因となる。汚染者負担原則
関税割当（制度）	一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（一次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（二次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る仕組み。国境措置
耕作放棄地	過去１年以上作付けがなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない土地。これに対して、過去１年以上作付けされなかったが、今後数年の間に再び耕作される見込みのある土地は不作付地という。
構造改革特区制度	地方公共団体等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図る制度。 農業分野では、これまでリース方式による一般の株式会社、NPO法人等の農業参入、市民農園開設主体の拡大、農業生産法人の要件における農業関連事業の拡大、農地権利取得要件における下限面積の設定基準の緩和、の４つの特例が設けられている。リース農場、市民農園、農業生産法人
効率的かつ安定的な農業経営	主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者１人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営をいう。 食料・農業・農村基本法においては、国がこれらの経営を育成し、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要な施策を講じることとされている。食料・農業・農村基本法
国内支持	国内農業に対する補助金や価格支持。WTO農業交渉（ウルグアイ・ラウンド）における合意では、国内支持政策を「緑」の政策（貿易や生産に対する影響がないか最小限と認められる政策）「青」の政策（生産調整を伴う直接支払いのうち特定の要件を満たす政策）「黄」の政策（上記以外の全ての国内支持政策）に分類し、このうち、「黄」の政策については、その水準をAMS（助成合計量）で表した上、1995年から2000年までの６年間で20%削減することが合意された。WTO農業交渉、AMS
国境措置	関税や輸入数量制限など、物品を輸入又は輸出する際に輸入国又は輸出国が講じる措置。現在、農産物については、全て関税化されている。また、農産物の関税については、WTO農業交渉（ウルグアイ・ラウンド）において、合意された期間内で削減することとされた。WTO農業交渉

コントラクター組織 農繁期の労働ピーク時の労働力不足等を解消するため、農家から耕種作物や飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織であり、いわゆるサービス事業体の一種。農業者による営農集団や農協のほか、民間企業等によるものがある。

さ

G P S（全地球測位システム） Global Positioning Systemの略。人工衛星からの電波を利用して正確な軌道と時刻情報を取得することにより、現在位置の緯経度や高度を測定するシステム。農業分野では、作物の生育状況の測定結果に、G P Sにより把握した位置情報を組み合わせて、ほ場内の作物の生育状況のばらつきに対応したきめ細かな栽培管理（施肥等）システム等への応用が期待されている。

（農業の）自然循環機能 農作物や土壌微生物などの自然界における生物を介在する物質の循環が、農業の生産活動によって促進される機能をいう。食料・農業・農村基本法に基づき、国は、農業の持続的な発展のため、これを維持・増進することとされている。

市民農園 都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。なお、市民農園整備促進法において、市民農園は、特定農地貸付法に基づき小面積の農地を非営利目的で短期間都市住民等に貸付けられる農地、賃借権等の権利の設定は行わず、農作業の用に供される農地（農園利用方式）、これらの農地に附帯して設置される農機具収納施設等を合わせていうこととされている。また、市民農園開設の認定を受けることにより、農地法の特例（転用許可不要）や、都市計画法の特例（開発許可が可能）等といった措置の対象となる。

社会共通資本 社会全体にとって共通の財産として管理・運営されるものであり、公共財産のみならず、地域の共有財産や共用施設、私有が認められている財産も含まれる。具体的には水や土壌などの自然環境、農業水利施設や道路など社会的インフラストラクチャ、農業水利のルールなどの制度資本等を指す。社会共通資本の一例として挙げられる農地・農業用水等の資源は、長い年月をかけ形成され、維持されてきたもので、当該地域の共同活動等を通じて管理・運営されている。また、食料の安定供給や、国土の保全、水源のかん養など多面的機能の発揮に不可欠であり、その効果は地域住民や広く国民に及ぶ。多面的機能

（農業）集落 市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他生活面にまで及ぶ密接な結び付きの下、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。集落営農

集落営農 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、中心的な担い手に主な作業を委託し、生産から販売まで共同化するなど、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。農業政策上も、生産の効率化、コストの低減、農地の保全、管理等それぞれの集落営農の機能・役割に応じ、支援策を講じている。（農業）集落

循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する社会をいう。政府は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な措置を講じることとされており、農業分野においては、家畜排せつ物や食品残さの有効利用、たい肥の使用等による持続性の高い農業を推進している。
食品産業	食料の加工、流通、外食等のサービスを提供する産業。その国内生産額は全産業931兆円のうち約84兆円（約9%）、就業者数は全産業6,289万人のうち788万人（約13%）を占め、国民経済的に見ても重要な位置づけを有する。
食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。 食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。 食料・農業・農村基本法
食料・農業・農村基本法	国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講ずべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成11年7月に制定された。 基本理念として 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を定めるとともに、この実現を図るため、食料・農業・農村基本計画を策定することや、食料・農業・農村のそれぞれの分野について講ずべき施策を定めている。 食料・農業・農村基本計画
捨て作り	品質や収穫量にこだわらず、十分な栽培管理をせずに作物の作付けを行うこと。特に、補助金等の受取を目的とする場合を指すことがある。モラルハザードの一つ。 モラルハザード
スローフード（運動）	北イタリアから発生した現代人の食生活を見直す運動で、消えつつある郷土料理や質の高い食品を守ること、質の高い素材を提供してくれる小生産者を守っていくこと、子供たちを含めた消費者全体に、味の教育を進めていくこと、を柱とする。1989年には、イタリアにおいて「スローフード協会」が発足した。我が国では、2004年6月現在、32の支部があり、2004年6月には日本の支部を統括する中央事務局となるスローフード・ジャパンが設立された。
センシティブ品目	（農産物の）品目のうち、貿易自由化が進むことにより、その生産や関連する産業に大きな打撃が及ぶことが予想される品目のこと。重要品目とも呼ばれる。 AMS、国内支持、国境措置、WTO農業交渉
ゾーニング	法律等に基づき、土地を農業、商業、住宅など一定の利用目的に応じて区分し、その利用目的を担保する規制等を通じて、計画的な土地利用を図ること。 土地利用の区分としては、農業振興地域の整備に関する法律における農業振興地域や農用地区域、都市計画法における市街化区域・市街化調整区域等がある。 農用地区域
た	
WTO農業交渉	WTO（World Trade Organization（世界貿易機関））におけ

る農業に関する貿易ルールの決定に向けた交渉。
 1986年から93年までの交渉の結果、市場アクセス（関税等の国境措置）、国内支持、輸出競争の3分野の保護水準を95年から2000年までの6年間で一定水準削減すること等を内容とするWTO農業協定が合意された。（ウルグアイ・ラウンド）
 現在行われているWTO農業交渉は、2001年11月にカタル・ドーハで行われた第4回WTO閣僚会議で採択された閣僚宣言（ドーハ宣言）に基づき、農業以外の分野も含め、2005年1月1日までに交渉を終結することとされている。（ドーハ・ラウンド）
 この閣僚宣言の農業部分では、市場アクセスの実質的な改善、全ての形態の輸出補助の段階的撤廃を目指した削減、及び貿易歪曲的な国内支持の実質的な削減を目的とすることとされており、2004年7月現在、モダリティ（交渉の大枠）確立に向けた「枠組み」を7月末までに確立するための議論が行われている。
 AMS、国内支持、国境措置、センシティブ品目、WTO農業交渉、多面的機能、輸出補助金

（農業の有する）多面的機能	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能のこと。（食料・農業・農村基本法第3条） OECD（経済協力開発機構）においては、1998年の農業大臣会合を契機に多面的機能の発揮のための政策の在り方が検討されている。また、WTO農業交渉における日本提案においても、その重要性が説明されている。
地産地消	地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方に基づき行われている取組。 具体例として、直売所を利用した地域産物の販売、地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流活動などがある。
直接支払	国・地方公共団体等から、市場価格に介入せずに、生産者に対して直接支払われる補助金等のこと。WTO農業協定上、生産者に対する直接支払いのうち、生産に関連しない収入支持、環境施策に関するもの、条件不利地域援助等の条件に一致するものは、助成削減の対象外となっている。 米、EU等においては、農業者の経営安定のための主要な政策となっている。WTO農業交渉
積立方式	経営安定対策の手法の一つ。 農家ごとの口座に対して、農家と国が必要な資金の積み立てを行い、収入又は所得の減少があった場合、各農家ごとに当該資金の取り崩しを行うものである。保険的方式のように拠出金が掛け捨てになることがなく、貯蓄的性格があるが、他方、一般的に、補てんについては、積立額を限度とするという特徴があり、積立金が積み上がるのに一定の期間が必要であることから、十分な効果が発揮できるまでに期間を要する。保険的方式
特定遊休農地（制度）	農業経営基盤強化促進法に基づく制度。 農業委員会が作付けを行うよう指導した場合でも、相当の期間、耕作されていない農地であり、引き続き耕作されないことが当該農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると市町村長が認めた農地を特定遊休農地という。この特定遊休農地の所有者は、当該農地の利用計画を市町村長へ届け出ることが義務付けられ、届出がなされない場合は10万円以下の過料となる。
土地利用型農業	農地に米、麦、大豆、飼料作物などを作付け、栽培管理、収穫などを行う農業。一方で、酪農、施設園芸等、施設を使った農

業を施設型農業という。我が国の場合は、国土条件等から、土地利用型農業についての諸外国との生産性格差を是正することが農政上の大きな課題となっている。

な

認定農業者（制度）

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。
経営を改善するための計画（農業経営改善計画）を作成し、市町村基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。
認定農業者には、スーパーＬ・Ｓ資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が重点的に実施されている。農業経営基盤強化促進法

農業経営基盤強化促進法
（基盤強化法）

効率的かつ安定的な農業経営を育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることが定めた法律。
認定農業者制度、市町村による農用地利用集積計画の作成、地域の農業者が作付地の集団化、農作業の効率化等を話し合いを通じて進める農用地利用改善事業（特定農業法人制度及び特定農業団体制度を含む。）農地保有合理化法人等を内容とする。認定農業者、農用地利用改善事業

農業災害補償制度

農業災害補償法に基づく制度。
自然条件に大きく影響される農業では、自然災害や病虫害等の災害による農作物の減収、家畜・園芸施設等の生産資本の喪失など損失が発生するが、この損失に対応し、農業経営の安定、農業生産力の発展に資することを目的に、保険の仕組みにより損失を補填するもの。国は再保険等により責任の一部を負うとともに、共済掛金のうち約半分を負担している。この制度により運用される事業を「農業共済」といい、「N O S A I」とも呼ばれる。

農業生産法人（制度）

農地法に基づく制度。
農業経営を行うために、農業者を中心として組織された法人であり、農地法上、農地等の権利を取得できる。会社の形態としては、有限会社、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるものに限る）の５形態があり、営農活動に従事するよう、事業や構成員、役員についても一定の要件がある。

農地の利用集積

特定の農業経営が、「所有」、「借入」、「農作業受託」により農地利用を集約化すること。担い手への農地の利用集積を図ることにより、経営規模が拡大され、構造改革の一層の加速化や、農業経営の効率化が図られる。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて指定された農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。ゾーニング

農用地利用改善事業

農業経営基盤強化促進法に基づく事業の一つ。
集落等の一定の地縁的なまとまりをもつ地域の地権者の組織する団体（農用地利用改善団体）が、地域全体の農用地の効率的

な利用を図ることを目的として、集落の話し合いを基に、作付地の集団化や農作業の効率化、認定農業者への利用権設定等の促進を進める事業。 農業経営基盤強化促進法、認定農業者

は

品目横断的政策

「品目横断」とは、「non-product-specific」(産品を特定しない)の意であり、毎年支払額が当該年の作付内容と切り離されているなどの産品非特定の直接支払を「品目横断的政策」と称している。
諸外国の品目横断的政策にもいくつかの類型があり、現行の米国とEUの直接支払は、品目ごとの単価と過去の作付面積を掛け合わせた金額を経営全体で合計した額としている一方、2005年から実施されるEUの単一直接支払制度は、過去の各種直接支払制度のもとでの受給実績に基づいた単一単価によるものとなっている。 直接支払

保険的方式

経営安定対策の手法の一つ。
農家の拠出金(保険料)と国の助成金を原資とし、収入又は所得の減少があった農家に対して、保険金を支払い損失を補てんするもの。長期的に収支が均衡するよう設計される保険原理による運用のため、ある程度の加入者が必要とされる一方で、大きな損失を受けた場合には保険料を超えた補てんを行うことが可能であり、制度発足当初から十分な補償効果を発揮するという特徴がある。ただし、拠出した保険料は、掛け捨てになる場合がある。 積立方式

ま

モラルハザード

リスク回避の手段や仕組みの整備により、逆に人々の注意が散漫になり、その回避に向けた規律が失われることを指す。
農業分野においては、補助金等によって、生産物の品質や収穫量に関係なく一定程度の収入が保証される制度の下では、農業者が品質の向上や収穫量の増大のための努力をしなくなることで等の意味で用いられる。 捨て作り

や

有限責任会社

現在、法制審議会(法務大臣の諮問機関)において、検討が進められている新しい法人形態。有限責任会社(LLC: Limited Liability Company)は、株式会社と同様、対外的には社員全員が有限責任を有するのに対し、所有と経営が一致し、社員自らが経営を行うこと、持分譲渡が制限されるとともに、内部ルールを法律で強制されず自分に決めることができるという点で株式会社と異なるといった特色があり、「有限責任の人的会社」といえる。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。
例えば、20ha以上の集団的な農地や農業水利施設の整備等を実施した農地等は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律により、優良な農地として原則として農地の転用を認めないこととされている。 ゾーニング

輸出補助金

輸出に際して交付される補助金で、これにより国内産品の価格を引き下げて輸出競争力を高めることが可能になる。
WTO協定上は、鉨工業品への交付は原則禁止され、農業分野では1995年から6年間で補助金支出額を36%、補助金付き輸出数量を21%削減する措置が取られた。

我が国では輸出補助金は交付されていないが、現在行われているWTO農業交渉（ドーハ・ラウンド）では、EUの多用する輸出補助金の撤廃等が大きな論点となっている。 WTO農業交渉

ら

リース方式

構造改革特区に限定して農業生産法人以外の法人等の農業参入を認めた際に導入した方式。具体的には、農家から農地を買い取ったり借り入れた市町村等を通じ、一般の株式会社やNPO法人等が農地を借りる（リースを受ける）手法。 構造改革特区制度、農業生産法人、NPO

統計用語関係

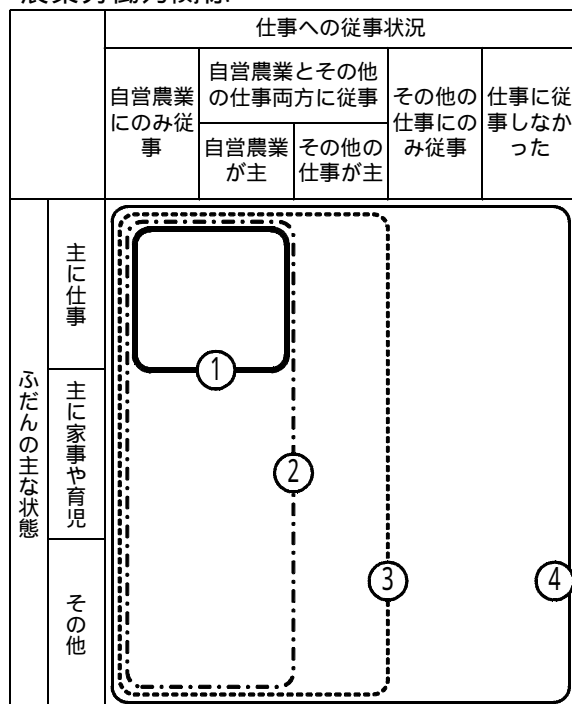
○ 農家等分類関係

用 語	定 義
農 家	経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(1990年以降の定義)
販売農家	経営耕地面積30 a 以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積30 a 未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10 a 以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む）

○ 農家経営関係

農家総所得	農業所得 + 農外所得 + 年金・被贈等の収入。
農家所得	農業所得 + 農外所得。
農業所得	農業粗収益（農業経営によって得られた総収益額） - 農業経営費（農業経営に要した一切の経費）。
農外所得	農外収入（自営兼業収入、給料・俸給） - 農外支出（自営兼業支出、通勤定期代等）。

○ 農業労働力関係



基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者

農業就業人口

自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者

農業従事者

15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者

農業専従者

農業従事者のうち自営農業に従事した日数が150日以上の方

世帯員

原則として住居と生計を共にする者

○ 農業地域類型区分

用 語	定 義
農業地域類型区分	地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市町村を区分したもの
区 分	基 準 指 標 (下記のいずれかに該当するもの)
都市的地域	- 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上またはD I D人口2万人以上の旧市区町村または市町村 - 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村 ただし、林野率80%以上のものは除く
平地農業地域	- 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く - 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村
中間農業地域	- 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村 - 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村
山間農業地域	林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村

注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

2) D I D(人口集中地区)とは、原則として人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区をいう。

3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

【中間論点整理における用語索引】

用語	中間論点整理の 参照ページ	用語	中間論点整理の 参照ページ
あ行		た行	
I C タグ	4	W T O 農業交渉	3
A M S (助成合計量)	データ集	(農業の有する)多	2、3、13、16、17
エコファーマー	19	面的機能	
N P O (非営利団体)	16	地産地消	4、5
汚染者負担原則	19	直接支払	10～13
		積立方式	11
か行		特定遊休農地	15
階層方式	データ集	土地利用型農業	2、7、8、12
家族経営協定	8		
環境負荷	5、11、20	な行	
関税割当(制度)	データ集	認定農業者	7～10、15
耕作放棄地	12～17	農業経営基盤強化促	14、15
構造改革特区(制度)	16	進法	
効率的かつ安定的な農	2、6～8、10、14	農業災害補償制度	11
業経営		農業生産法人	15
国内支持	3、データ集	農地の利用集積	6、14～16
国境措置	3	農用地区域	14、16
コントラクター組織	8	農用地利用改善事業	15
さ行		は行	
G P S (全地球測位シ	4	保険的方式	11
ステム)		モラルハザード	11
自然循環機能	3、5		
市民農園	16	や行	
社会共通資本	16	有限責任会社	8
(農業)集落	8、14、15、17	優良農地	14～16
集落営農	8～10、13	輸出補助金	データ集
循環型社会	5		
食品産業	2～5、20	ら行	
食料・農業・農村基本	1	リース方式	16
計画			
食料・農業・農村基本	1		
法			
捨て作り	11		
スローフード	4		
センシティブ品目	データ集		
ゾーニング	14		